

21 地方一般財源総額の確保について

【総務省】

【提案・要望】

地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、より一層地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること

1 一般財源総額の確保

- (1) 安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること
- (2) 地方全体として必要な地方交付税の額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、更なる法定率の引上げにより対応すること

2 合併市町の実態を踏まえた的確な交付税算定

平成26年度以降5年程度で見直しを行うこととされている合併市町に対する地方交付税の算定について、農業行政費や教育費等に係る需要の割増など具体的な制度設計を行うにあたっては、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態をよりの確に反映した算定方法とすること

3 地方交付税におけるトップランナー方式に対する配慮

地方交付税におけるトップランナー方式対象費目の算定及び更なる拡大に当たっては、地域の実情に十分配慮し、行政改革努力を超えるような減額が生じないようにすること

4 偏在性の少ない地方税体系の充実強化

- (1) 地方消費税の清算基準については、人口の比率を高める方向で見直すこと
- (2) 地方消費税の軽減税率導入に伴う代替財源については、法制上の措置を講ずること
- (3) 自動車税の税率引下げは行わないこと
- (4) ゴルフ場利用税を堅持すること
- (5) 償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策のために、新たな特例措置等の創設は行わないこと
- (6) 森林環境税(仮称)の制度設計は都道府県の意見を十分踏まえること

【本県の展望（実現の効果）】

- 1 安定的な財政運営に必要となる地方一般財源を確保することにより、地域の実情に応じて喫緊の課題である地方創生や人口減少対策等に全力で取り組むことができる。
また、地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能は、地方全体としての必要額が確保されることによって発揮されるものであり、その原資を法定率の引上げにより確保することで、地方交付税の安定性を高めて持続可能な制度とすることができる。
- 2 国においては、平成26年度から5年程度の期間で合併市町に対する交付税算定の見直しが行われることとされているが、見直し期間において、毎年度、合併市町の実態を的確に反映した算定が行われることにより、今後においても、合併市町の周辺旧市町村の集落維持・振興等が図られることとなる。
- 3 トップランナー方式対象費目の算定に当たり、過度な負担が生じることなく、行政改革を推進することができる。
- 4 地方消費税の清算基準において、人口の比率を引き上げることにより、最終消費の実態がより反映されたものとなる。

消費税率の引上げ分は、その全額が社会保障財源とされている。消費税率10%引上げ時の軽減税率導入に伴う減収分について、その代替財源が法制上措置されることにより、地方の社会保障財源の確保が図られる。

本県の税収に占める自動車税の割合は約11%で、貴重な自主財源となっており、現行制度を堅持することで本県財政の安定に資する。自動車取得税の廃止、自動車税環境性能割の導入による減収分について、地方財政計画において措置されることにより、地方財源が確保される。

ゴルフ場利用税が堅持されれば、県はもとより税収の約70%を交付金として交付される県内市町も含めた地方財政の安定に資する。

県内市町の税収に占める償却資産課税の割合は約7%で市町の貴重な自主財源となっており、現行制度を堅持することで市町財政の安定に資する。

森林環境税（仮称）の制度設計において、都道府県における森林環境税等との調整を十分に図ることにより、地方における森林吸収源対策の一層の充実が見込まれる。

【提案・要望の経緯】

＜一般財源総額の確保＞

1 平成29年度地方財政計画においては、前年度を上回る地方一般財源総額が確保されたが、地方創生を推進するためにも、引き続き総額を確保する必要がある。

また、臨時財政対策債の発行額は抑制傾向にあるものの、依然として多額の地方財源不足が生じていることから法定率の引上げが必要である。

＜合併市町の実態を踏まえた的確な交付税算定＞

2 合併算定替の縮減が当初どおりに行われた場合には、合併市町の喫緊の重要課題である集落維持・振興等ができなくなるのではないかと危惧されていた。

このような中、国において、平成26年度から5年程度の期間で合併市町に対する交付税算定の見直しが行われることとなり、全国の合併市町に対する最終的な措置額は6,700億円程度となり、全国の合併算定替の影響額9,500億円程度の約7割が措置されることとなった。

現在、4割程度の措置が実現されているが、引き続き、合併市町、離島の合併市町、旧一島一町村（属島化地域）の実態を的確に反映した措置がなされる必要がある。

◆交付税算定の見直し（H26年度以降5年程度で見直し）

見直し年度	費目	見直し内容	合併団体への最終的な措置額（全国）
H26	地域振興費	・ 支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実 ・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算	1,100億円程度
	清掃費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・ 離島、属島の増嵩経費を反映（消防、清掃分）	
H28	保健衛生費、社会福祉費 高齢者保健福祉費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を加算	1,200億円程度
	その他の教育費、徴税费	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実	
	地域振興費	・ 離島、属島の増嵩経費を反映（保健福祉等分）	
H29	地域振興費（230億円程度）	・ 支所に要する経費として、旧市町村地域における交通手段確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費を増額 ①人口8,000人規模の旧市町村の場合、標準的な支所の経費として、1,800万円程度を増額 ②従前どおり、旧市町村（本庁が所在する旧市町村を除く）ごとの標準的な支所の経費を合算し算定	500億円程度
	その他の教育費（90億円程度）	・ 学校給食に要する経費について、人口密度に応じた補正を新設	
	都市計画費（50億円程度） その他の土木費（30億円程度） 農業行政費（100億円程度）	・ 標準団体の面積の見直し（160km ² →210km ² ）に伴い、標準団体における経費を見直し、単位費用に反映	
H30～	商工行政費 等	・ 標準団体の経費を見直し 等	500億円程度
合 計			6,700億円程度(A)

合併団体の交付税影響額（全国） 9,500億円程度(B) (A) / (B) = 約7割

＜地方交付税におけるトップランナー方式への配慮＞

3 トップランナー方式の対象費目には、本県においては既に外部化済のものも含まれており、行政改革努力を超える減額を生じる可能性がある。

このため、対象費目の算定に当たっては、これまで実施されてきた地方の取組を適切に把握し、財政基盤の弱い地域の実情等に十分配慮する必要がある。

＜偏在性の少ない地方税体系の充実強化＞

4 地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに必要に応じ人口の比率を高めるなど抜本的な方策を検討することとされている。

消費税の軽減税率導入に伴い、代替財源については、平成30年度末までに法制上の措置等を講ずることとされた。

平成29年度税制改正においては、自動車税のグリーン化特例（軽減）については、重点化を行った上で2年間延長されたところであるが、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないように配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずるとされている。

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道の整備・維持管理のほか、水質調査や廃棄物処理等のゴルフ場所在地における財政需要に対応する貴重な財源となっている。

固定資産税は固定資産の所有と道路、上下水道、消防、ごみ処理などの行政サービスとの受益関係に着目して、応益原則に基づき、資産価値に応じて所有者に課税するものとして定着しており、市町村の貴重な自主財源として行政サービスに充てられている。

森林環境税（仮称）は、森林吸収源に係る地方税財源として、その創設へ向け、地方公共団体の意見を踏まえながら総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされている。また、都道府県で独自に課税する森林環境税等は、全国37府県（H28.4.1現在）において導入されているため、十分な調整が必要である。

22 私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

- 1 私立小・中・高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と保護者負担の軽減を促進するため、更なる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 私学振興のため、経常費助成費補助金に係る地方交付税措置の拡充を図ること
- 2 高等学校における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金の更なる拡充を図ること
- 3 地方の公立大学が地方創生で果たす役割の重要性に鑑み、地元産業界が求める人材の育成や地域の活性化につながる特色ある教育に対する特別交付税の措置上限額を拡大するほか、公立大学の運営費に係る普通交付税の逡減傾向に歯止めをかけるとともに、普通交付税におけるトップランナー方式の算定に当たっては、地方の実情に配慮すること

【本県の展望（実現の効果）】

- ・私学助成費が増額され、私立学校の経営状況が改善されることにより、学校は教員の資質や数を充実するとともに、耐震化など学校施設・設備の整備を促進することができる。
- ・高等学校等就学支援金の増額により、保護者の経済的負担の軽減につなげることができ、また、家庭の経済状況に関わらず、意志ある高校生等が安心して進路を選択することができる。
- ・地方の公立大学が地元産業界が求める人材の育成や地域の活性化につながる特色ある教育を行うことにより、大学の魅力が高まり、地元高校生の進学先となることで、地元産業界を支える人材の育成や地元定着が促進される。

【提案・要望の経緯】

<経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充について>

- ・本県では、国の経常費助成費補助金の生徒一人当たり補助単価と地方交付税単価に県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付している。
- ・長崎県の私立高校は、生徒数500人以下が全体の約41%を占めており、100人未満の小規模校も3校となっている。特に小規模校は、財政基盤が脆弱である中、公教育の一翼を担うためには、教育環境を維持するための十分な支援が必要である。

<就学支援金の更なる拡充について>

- ・平成26年度から新たな高等学校就学支援金制度が実施され、所得制限の導入に伴い年収590万円未満世帯は増額されたが、年収250万円以上の世帯は依然として保護者負担が残っている。

<公立大学に対する財政支援の拡充について>

- ・長崎県立大学においては、平成28年4月に学部学科再編をスタートし、しまをフィールドとした「しまに学ぶ」など学生の地元志向に繋がる教育やグローバル化や情報化に対応できる地域の産業を支える人材を育成する教育に注力しており、新たな取組については、相当の経費が必要となるが、その額が特別交付税の措置上限額を大きく上回っていることから、措置上限額の拡大が必要である。

【1】この要望にかかる背景について

(私立学校)

私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしており、公教育の一翼を担っています。特に本県の場合は高校生の約3割、幼稚園児の約9割が私学に通学・通園しており、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与しています。

しかし、少子化の進行により私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。

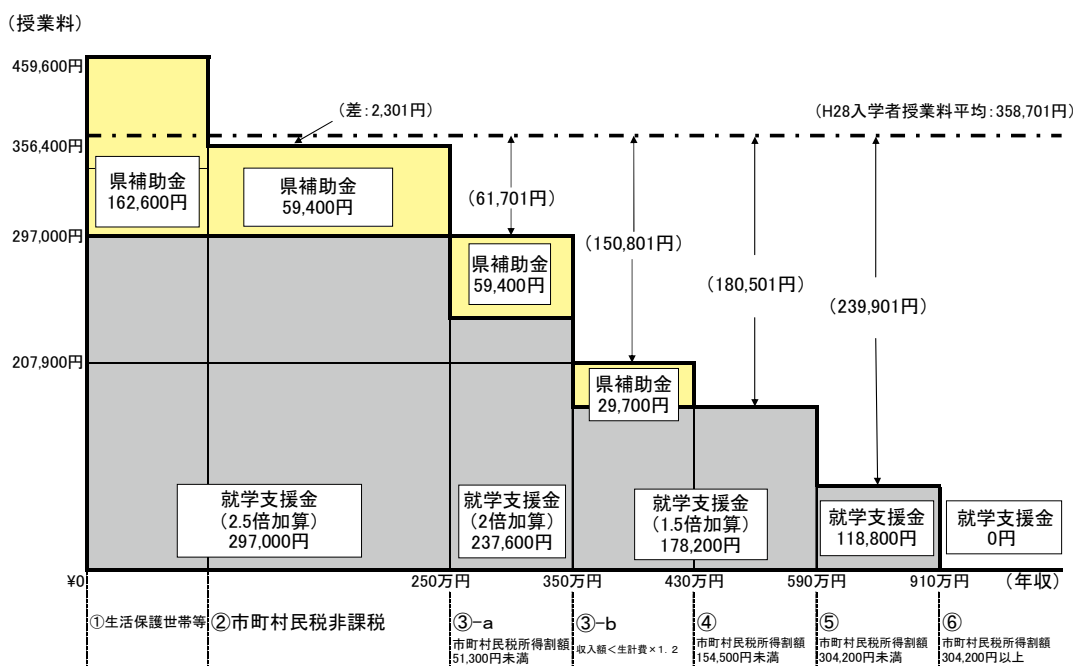
また、平成26年4月より所得制限の導入を含む新たな高等学校等就学支援金制度が実施されましたが、依然として保護者負担の公私間格差は大きい状況にあります。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

(県立大学)

公立大学は、これまで地域における高等教育機会の提供や学術研究の振興等の機能を通じ、地域社会における知的・文化的拠点としての中心的役割を担ってきました。

現在は、地方創生の推進に向け、地域の産業を支える人材の育成や地元定着促進の役割が求められています。

◎就学支援金制度と長崎県の私立高等学校等授業料軽減補助制度



【2】この要望にかかる課題・問題点について

<経常費助成費補助金・地方交付税措置の拡充について>

本県では、県単独の財源を上乗せして経常費補助金を交付していますが、私立学校の健全な経営のためには国庫補助単価及び地方交付税交付単価の更なる増額が必要です。

<就学支援金の更なる拡充について>

長崎県の私立高等学校における平成28年度の授業料平均額は358,701円です。県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せして助成していますが、保護者負担の公私間格差を是正するには、国の就学支援金制度の更なる拡充が必要です。

<公立大学に対する財政支援の拡充について>

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着に係る取組については、平成27年度から特別交付税が措置されることとなりましたが、長崎県立大学が地方創生に寄与する人材育成を推進するためには、特別交付税の対象及び措置上限額の拡大を図ること、また、トップランナー方式の算定にあたって地方公立大学の普通交付税の削減に繋がらないことが必要です。

23 私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について

【文部科学省】

【提案・要望】

耐震化事業に係る国庫補助の充実を図ること

- (1) 私立学校・幼稚園施設耐震化事業（補強・改築）については、学校法人の耐震化計画に支障がないよう、必要とされる事業費を当初予算において、十分に確保すること
- (2) 私立学校・幼稚園施設の耐震化事業の補助率については公立学校よりも低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること

【本県の展望（実現の効果）】

- ・補助要件を満たす事業について、当該年度に必要な予算を確保することで早期かつ計画的な耐震化対策に取り組むことができる。
- ・国庫補助額が増額され、私立学校・幼稚園施設設置者の負担が軽減されることにより、耐震化が促進され、児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境が確保される。

【提案・要望の経緯】

〈耐震化に係る当初予算の十分な確保について〉

- ・平成28年4月に発生した熊本地震では、本県内でも震度5強を観測しており、私立学校・幼稚園の耐震化は喫緊の課題となっている。
- ・本県私立小・中・高等学校の耐震化率は平成28年4月1日現在76.9%（全国38位、全国平均86.1%）、私立幼稚園（幼保連携型認定こども園含む）は79.2%（全国41位、全国平均86.6%）といずれも低位にある。
- ・長崎県の私立学校は歴史的に古い学校が多く、施設の老朽化が著しく進んでおり、維持補修に多額の経費を必要としている。（私立幼・小・中・高等学校の昭和56年以前建築棟数の全棟数に占める割合51.9%、全国3位、全国平均38.6%）

〈耐震化事業の補助率について〉

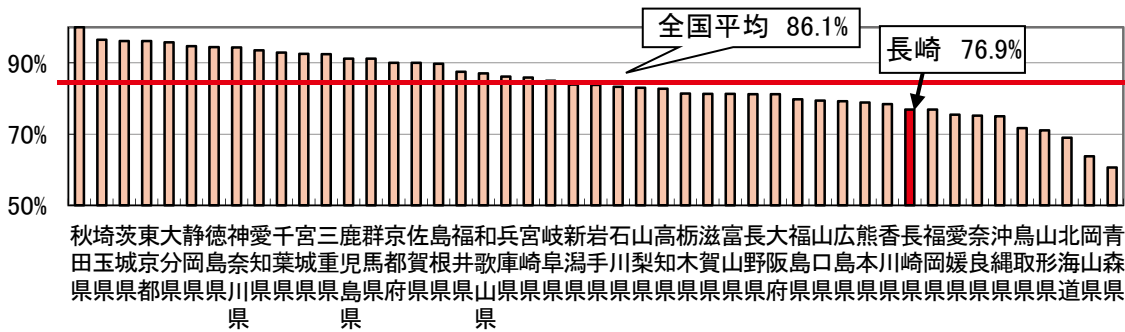
- ・私立学校・幼稚園の国庫補助率は、
 - ①耐震補強Is値0.3未満の場合1/2
 - ②耐震補強Is値0.3以上0.7未満の場合1/3
 - ③改築1/3となっており、公立学校の①2/3 ②1/2 ③1/3～1/2と比べて低く措置されている。
- ・本県は、更なる耐震化を進めるため、平成28年度より緊急防災・減災事業債を活用し、適用施設については、県単独補助を1/6から1/3に引き上げている。

【1】この要望にかかる背景について

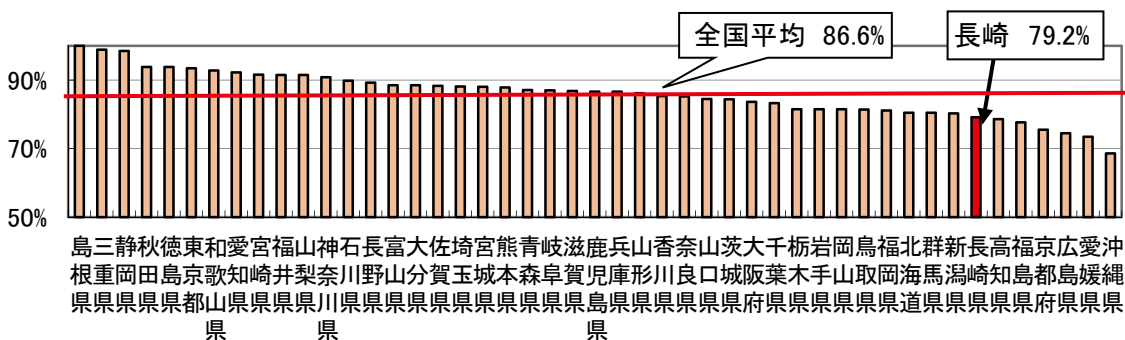
学校及び幼稚園は、児童、生徒及び幼児が長時間過ごす生活・学習の場ですが、本県における私立学校・幼稚園の耐震化率は全国平均を大きく下回っており、災害時における安全性の確保が喫緊の課題となっています。

児童、生徒及び幼児の安全・安心な教育環境づくりは、公私の区分なく進める必要がありますが、本県においては、県立学校の耐震化率が100%、市町立小中学校の耐震化率が約97%となっている一方で、私立学校・幼稚園の耐震化は設置者負担が大きいため、取組が進まない状況となっています。

全国の耐震化の状況(小・中・高等学校) H28. 4. 1現在



全国の耐震化の状況(私立幼稚園・幼保連携型認定こども園) H28. 4. 1現在



◎公私別の国庫補助率

		公立	私立
耐震改修工事	Is値0.3未満	2/3	1/2
	Is値0.3以上0.7未満	1/2	1/3
耐震改築工事(Is値0.3未満)		1/3~1/2	1/3

【2】この要望にかかる課題・問題点について

＜耐震化に係る当初予算の十分な確保について＞

平成28年度当初予算においては、私立学校施設整備費補助金に係る予算が大幅に不足する状況となり、補正予算により措置されることとなりました。学校法人は、工事の年度内完成を見据え、制度上設定された補助率上限に基づく国庫補助金が充当されることを見込んで事業計画を策定していることから、計画に支障がないよう当初予算を十分に確保していただく必要があります。

＜耐震化事業の補助率について＞

私立学校・幼稚園の国庫補助率は、公立学校と比べて低く措置されており、工事に係る設置者負担が大きいため取組が思うように進まない状況にあります。耐震化促進のため、県独自の補助制度(補助率1/6、緊急防災・減災事業債適用の場合1/3)を設けていますが、耐震化を促進するためには、公立学校と同率の国庫補助率とすることが必要です。

24 離島地域における揮発油税の減免等について

【経済産業省、国土交通省】

【提案・要望】

離島地域のガソリン価格は、地理的条件から流通コスト等が高く、本土地域よりも割高となっていることから、価格差是正を図る抜本的な措置として、離島地域におけるガソリンの揮発油税等の減免措置を講じること

また、揮発油税等の減免措置が講じられるまでの間は、現在行われている「離島のガソリン流通コスト対策事業」を引き続き実施すること

【本県の展望（実現の効果）】

揮発油税等の減免措置により、離島地域におけるガソリン価格の低減が図られ、住民の生活安定と産業振興につながり、地域の人口流出や過疎化進行が抑制される。

また、本県は、国境に面した離島が多く存在している。国境離島は、領海や排他的経済水域の保全をはじめ、海洋資源の開発・利用や海上交通の安全確保などを図るうえからも重要な役割を担っており、本減免措置は、離島存続の基盤となる住民生活の安定と定住を促すものであることから、国境離島の維持・存続にも寄与する施策である。

【提案・要望の経緯】

＜現行の支援＞

離島地域は、路線バスなどの公共交通機関の路線や便数が十分ではなく、島民の生活は自家用車に頼らざるを得ない現状にある。このような中、国におかれては、平成23年5月に「離島ガソリン流通コスト支援事業（現：離島のガソリン流通コスト対策事業）」を創設し、離島地域におけるガソリン価格の値下げ支援を行っていただいているところである。

＜現状＞

離島地域のガソリン価格は、その地理的条件から流通コストが高く、1店舗当たりの販売量も少ないことなどから、依然として本土地域よりも割高となっており、島民にとっては本土地域との価格差縮減の実感を持ち得ない状況にある。

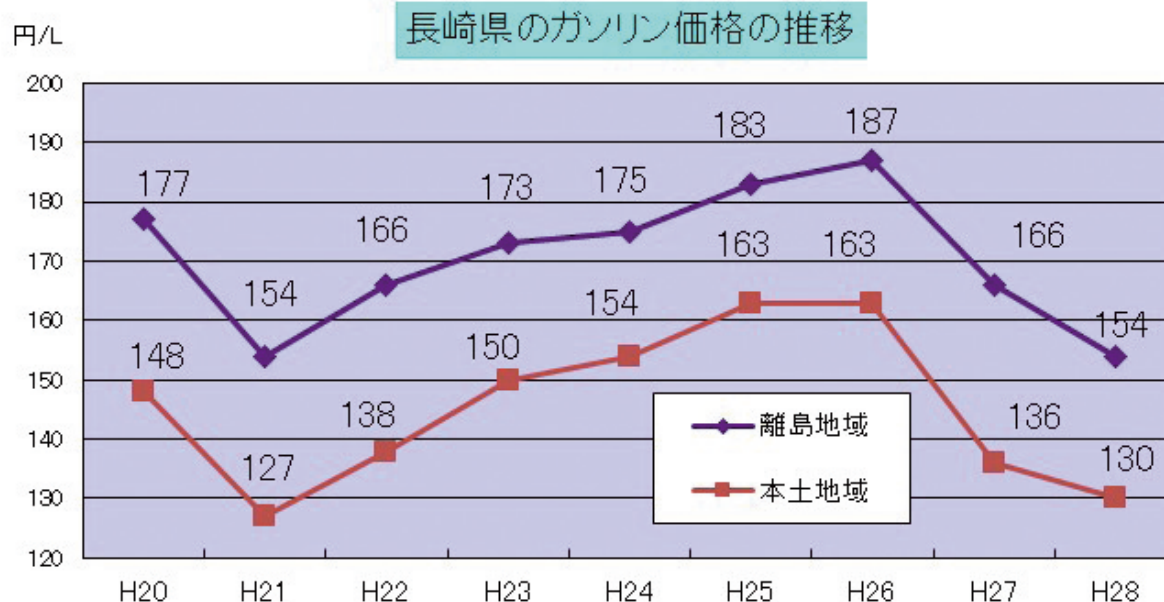
＜要望内容＞

この価格差を抜本的に是正するため、地方財政に影響を及ぼさないように十分配慮したうえで、離島地域におけるガソリンの揮発油税及び地方揮発油税について、本則税率を上回る部分の減免措置を講じるよう要望するものである。

なお、本減免措置が講じられるまでの間は、離島地域における住民生活の安定等を図るうえからも、現在行われている「離島のガソリン流通コスト対策事業」を引き続き実施するよう併せて要望する。

この要望にかかる課題・問題点について

- 本県の離島地域と本土地域間におけるガソリン1リットル当たりの過去3か年の平均価格差は、平成26年度が24円、27年度が30円、28年度が24円となっており、依然として価格差が生じている状況にあります。
- 離島地域のガソリン価格が依然として本土地域よりも割高となっている要因としては、本土からの輸送費や島内配送経費、油槽所の運営費などの輸送・運営コストが本土に比べて嵩むこと、また、1店舗当たりの販売量が本土の4分の1程度と少ないことなどから、コストやマージンを価格に転嫁せざるを得ないことがあげられます。その他、人件費等を軽減できるセルフサービスの販売方式の給油所が本土地域に比べ少ないことや、島外からの新規参入もほとんどなく、価格競争が活発でないことも価格割高の一因となっています。
- 離島地域においては、バスなどの公共交通機関の路線や便数が十分ではないため、通勤・通学をはじめとした移動を伴う活動においては、割高なガソリンを消費する自家用車に頼らざるを得ない現状があり、島民生活の安定や定住の促進などに寄与する本減免措置は、地元自治体をはじめ関係団体からも強い要望がっております。
- このことは、島民の社会・経済活動に大きな影響を与えており、急激な人口流出や過疎化の進行を引き起こす要因にもなっています。



25 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 保健医療福祉事業を充実すること
 - (1) より被爆者救済の立場に立って原爆症認定制度を運用し、必要に応じて見直しを行うとともに、原爆症認定審査に当たっては、引き続き一層の迅速化を図ること
 - (2) 被爆者健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 介護保険利用に伴う援護対策における所得制限を撤廃し、助成対象サービスの拡大及び地方負担の改善を図ること
 - (4) 被爆者関係施設の施設・設備整備にかかる助成措置を講じること
 - (5) 被爆者医療及び介護保険の地方財政負担の改善措置を講じること
- 2 在外被爆者援護について、引き続き、居住国等における実情を踏まえ、より利用しやすく実効性のある制度となるための措置を講じること
- 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
- 4 長崎が有する被爆者医療の実績と研究の成果を国外でも活かしてもらうため、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(ナシム)が行っている放射線被曝(爆)者医療国際協力事業への助成措置を講じること
- 5 被爆の実相についての啓発活動及び原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること
- 6 被爆二世の健康診断について、がん検診項目の拡充など健康診断内容のより一層の充実及び検診申し込み手続きの簡素化を図るとともに、被爆二世に係る健康状況の実態調査を、国において実施すること
- 7 被爆体験者の支援のため、対象合併症の拡大や更新手続きの簡素化など、引き続き一層の充実を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

被爆者の平均年齢は80歳を超え、また被爆体験者においても平均年齢が80歳に迫ってきている状況である。

援護対策を充実することによって、高齢化した被爆者及び被爆体験者の健康保持が図られ、より多くの人々を救済することができる。

また、本県が有する、これまでの被曝(爆)者医療の実績と研究の成果を活かした分野で、広く世界貢献を果たすことができる。

【提案・要望の経緯】

長崎市に原子爆弾が投下されてから72年が経過しようとしている。

この間、被爆者救済のための法律、制度が整備され、今日まで、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策が実施されてきた。

しかしながら、多くの被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けており、今後も援護を継続、充実しなければならない。

【1】この要望にかかる背景について

○原爆症認定制度

原爆症認定については、新基準導入後も訴訟が続いており、行政認定と司法判断の乖離が解消されていない状況にあります。また、申請者は1日も早く結果が出ることを望んでいます。

○被爆者の高齢化、介護保険等利用にかかる援護対策、被爆者医療及び介護保険における地方負担

被爆者が介護保険を利用する場合自己負担分を助成する制度がありますが、対象外とされているサービスや対象が低所得被爆者（所得税非課税）に限定されているものがあります。また、被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっており、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、負担額が多額となっています。

○被爆者関係施設の整備

被爆者関係施設は老朽化しており、改築や補修等が必要となっています。また、現在工事中の長崎原爆病院建替事業については、平成30年度以降も特段の助成措置が求められています。

○在外被爆者対策

居住する国や地域によって様々な医療環境、制度があり、国内の制度がそのまま適用できる状況ではなく、居住国の実態に即した利用しやすく充実した制度が求められています。

○被爆実態等に関する調査研究の促進

広島、長崎両市が実施している原爆被爆者動態調査は有意義な調査であり、今後とも十分な助成が求められています。また、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的及び遺伝的影響に係る調査研究の今後更なる促進が必要です。

○放射線被曝（爆）者医療国際協力事業

長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（通称：ナシム）では、被爆地である長崎が培った被爆者医療の実績と研究成果を活かし、被曝（爆）者医療分野における国際協力の推進に寄与しています。これまで、長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、世界への貢献を一層推進するため国からの助成制度の創設が必要です。

○被爆二世

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世はがんに対する健康不安を抱く年齢になってきています。また、複数年利用できる受診票の発行など健診申し込み手続きの簡素化が求められています。

○被爆体験者支援事業

原爆投下時胎児であった者や被爆体験者でありながら県外居住者に対する精神影響に係る科学的検証が必要です。また、対象合併症の拡大や更新期間の延長等による更新手続きの簡素化など被爆体験者支援事業の充実が求められています。

被爆者数及び平均年齢(平成28年度末現在)

区分	被爆者数	平均年齢
長崎県 (長崎市を除く)	12,157人	82.02歳
長崎市	30,813人	81.01歳
県全体	42,970人	81.30歳

【2】この要望にかかる課題・問題点について

○被爆者の高齢化

被爆者の平均年齢は80歳を超え高齢化が進んでおり、一人暮らしや寝たきり等日常生活に介護を必要とする方が年々増加している状況で、被爆者の実態に即した援護対策を実施することが急務となっています。

○被爆体験者及び被爆二世

被爆体験者の平均年齢は80歳にせまり、高齢化してきており、被爆体験に起因する多くの合併症に苦しんでいます。また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきています。

現時点では、放射線影響に関する科学的知見は得られておりませんが、原爆放射線の身体的及び遺伝的影響に係る調査研究の今後更なる促進が求められます。

26 離島・へき地における医師・看護師確保の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 医療計画の策定や地域医療構想の実現に必要な診療科や地域ごとの医師需給見通しを早急に作成するとともに、離島・へき地等の医師不足地域への勤務を誘導する新たな医師養成・配置制度の構築等偏在是正のための、抜本的対策を示すこと。また、医学部の臨時定員増のうち、地域の医師確保のために設けられている地域枠については現行の制度を継続し、地域医療介護総合確保基金による財政措置を継続すること
- 2 新たな専門医制度で創設される総合診療専門医が、キャリアパス上、他領域の専門医に比べて不利とならないような制度とすること
- 3 離島・へき地における看護職員確保のため、離職防止及び資質向上対策等の取組について、特段の財政措置を講じること

【本県の展望（実現の効果）】

- 1 国が策定予定の医師需給見通しは、診療科や地域ごとに必要な医師数を把握した上で、国家レベルでの対策の一つとして目標年度を設定した医師の適正配置・偏在是正の対策を構築することが必要である。その方策の一つとして地域枠は、不足する離島・へき地等の医師確保につながる効果が高く、安定的な医師の確保に寄与するものである。
- 2 総合診療専門医は、「特定の部位だけではなく身体全体の状況を診ることができる医師」、さらに「地域を診る医師」として重要な役割を担うものであることから、上位の専門医（サブスペシャリティ専門医）資格を取得する際や他領域の専門医が総合診療専門医を目指す際には、それまでの臨床経験を反映させた資格認定制度とすることが、総合診療専門医の志向者の増加に繋がる。
- 3 離島・へき地においては、医療資源に限られる中、急性期から回復期、終末期まで幅広く対応できる高度な知識と実践技術を備えた包括性の高い看護が求められる。一方で、離島・へき地で働く看護職は研修体制やサポート面等で困難性が高いことから、資質向上のための研修等の受講促進支援等により教育環境が整備されることで、離島・へき地で働く不安が解消し、人材確保に繋がる好循環が期待できる。

【提案・要望の経緯】

<医師の現状>

本県では昭和40年代から、独自の医師養成制度をはじめ、離島・へき地の医療体制整備に取り組んでいるが、依然として離島等の医師数は全国平均を大きく下回るとともに、本土部と離島部では2倍近い格差があり、もはや自治体レベルでの取組は限界となっている。また、地域枠による臨時定員増は平成31年度入学までとなっているが、地域枠の制度見直しは、所定の義務勤務期間終了とともに地域の医師が減少する懸念があることから、存続を前提に抜本的な偏在是正対策と併せて検討されることが不可欠である。

<総合診療専門医のキャリア形成>

医師不足の状況が解消しない中、各領域の専門医を満遍なく県内に配置することは不可能であり、医療資源の効率的な活用には、専門医配置を集約化する一方、総合診療専門医の活用が効果的であることから、総合診療専門医のキャリアパスを充実させることで、志向する医師も増加し、地域の医療確保に大きく寄与する。

<看護職員の現状>

離島・へき地においては慢性的な看護職員不足があり、都市部から人材を継続的に確保しなければならない状況にある。また、看護学生が就業先を決定する理由として、卒後教育の充実が上位に上げられるなど、教育体制の整備は人材確保の観点からも重要である。離島・へき地においては研修の機会が限られ、財政負担や代替職員の確保が困難で研修派遣できない等の不利な条件にあるため、離島・へき地における教育環境整備のための財政措置の拡充が不可欠である。

【1】この要望にかかる背景について

○医師の需給見通し

国は、昨年度、「医療従事者の需給に関する検討会」の中間取りまとめを行い、医師需給推計を示したが、国全体としての推計であり、診療科や地域別には示されていません。

また、医師10万人を対象に「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」が実施され、医師需給見通しの作成に反映される予定となっています。

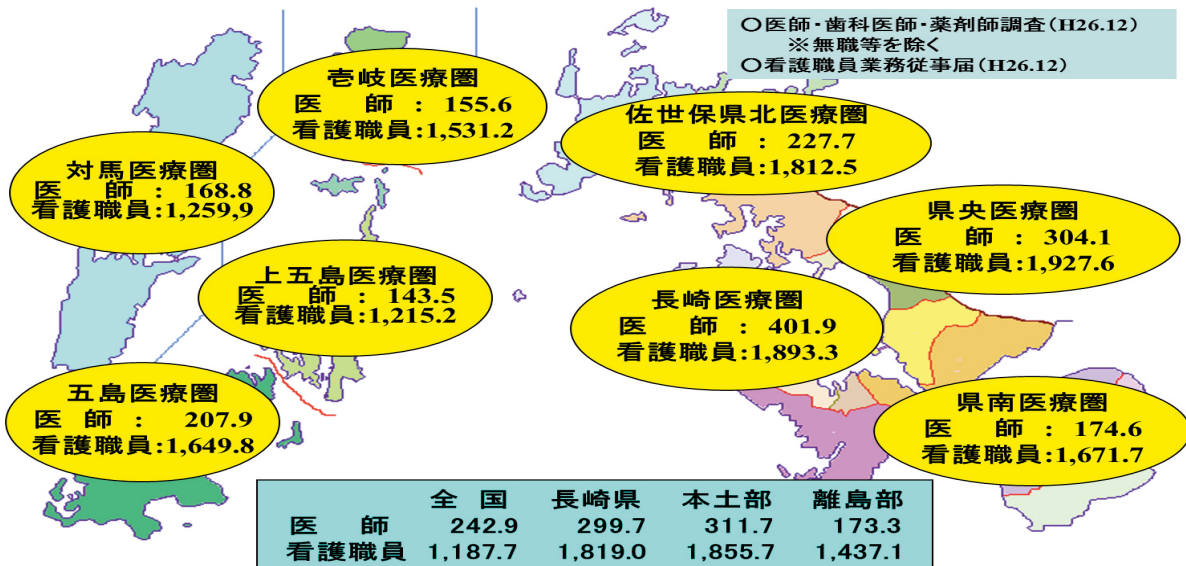
○総合診療専門医のキャリア形成

新たに創設される総合診療専門医に関しては、上位の専門医（サブスペシャリティ専門医）の資格取得や他の領域から総合診療専門医を目指す際の資格認定要件等について示されていない状況です。

○看護職員の現状

看護職員確保に係る事業費については、地域医療介護総合確保基金により措置されていますが、地域医療構想達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に重点的に配分されるため、医療従事者の確保に関する事業については、十分な予算確保ができない状況です。

長崎県二次医療圏別医師・看護職員数(人口10万対)



【2】この要望にかかる課題・問題点について

1 国が今後策定する医師需給見通しは、高齢化の進展等社会状況の大きな変化による医療需要を考慮し、診療科や地域ごとに必要な医師数を把握したうえで、策定する必要があります。また、偏在是正の目標年度を設定するとともに、さらに医師充足地域での開業や公的医療機関の管理職ポストに就く場合、あるいは専門医資格更新の際に、医師不足地域での勤務経験を要件とする等、離島・へき地への勤務を誘導し、偏在是正に効果的な国家レベルでの対策も併せて示されることが必要です。

地域枠については、当該制度による医師の供給が漸く始まる所であり、地域の医師不足は依然として解消されていない状況にあります。医学部臨時定員増の廃止又は縮小の検討を行う場合、地域枠を対象とするのではなく、まずは、医育大学が複数存在する地域の定員での調整等がなされるべきであると考えます。また、長期的な観点から、地域枠に係る奨学金貸与と事業への十分な財政支援が必要とされます。

2 総合診療専門医が上位の専門医（サブスペシャリティ専門医）資格を目指す際や、他の領域の専門医が総合診療専門医を目指す場合においても、それまでの臨床経験が資格認定に十分反映されることはもちろん、離島・へき地の病院や診療所であっても研修施設となれるよう柔軟な施設基準や指導医要件等を定めるとともに、地域での研修期間を十分に確保し、地域医療に混乱を招かないようにすることが必要です。

3 本県の離島地区の基幹病院を運営する長崎県病院企業団においては、本土病院からの研修派遣、診療看護師の育成等に取組み一定の効果をあげているが、看護職員の確保に要する財政負担が大きくなっているほか、離島・へき地で働く看護職員の高齢化が進み、今後の看護職員の確保は、一層憂慮される状況です。

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る地方交付税の算定にあたっては、都道府県人口をベースに算定されていますが、本県は離島が多くあることから、交付税の加算措置等、さらなる財源措置の拡充が必要です。

27 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

【提案・要望】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を見直し、火力発電施設について従前の制度に復元すること
①電源立地等初期対策交付金相当部分の対象にすること
②電源立地促進対策交付金相当部分の対象にすること
③電力移出県等交付金相当部分の交付金算定係数を元に戻すこと
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力災害対策重点区域（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））を含む市町村に拡大すること

【本県の展望（実現の効果）】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
初期対策交付金及び促進対策交付金の対象に戻すことで、県内での火力発電所の新設の促進を図る。
また、移出県等交付金の交付金算定係数の復元で、交付額の確保を図り、電源地域の地域振興・産業振興とともに安定的な電力の供給に繋げる。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
福島第一原子力発電所の事故では、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外にかかわらず、UPZを含む市町村に交付対象地域を拡大することで、県内地域の地域活性化及び産業活性化を図る。

【提案・要望の経緯】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで、平成23年度から火力発電施設が電源立地地域対策交付金の対象外になるなど削減措置が実施された。
 - ・初期対策交付金と促進対策交付金の対象外となったため、発電施設設置時の立地のメリットが失われた。
 - ・移出県等交付金の交付金算定係数が引き下げられたため、交付金の額が減少し、電源地域の地域振興、産業振興に係る事業を縮小している。
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について
平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故で、原子力災害が広範囲で長期的に被害を及ぼすことが明らかになった。
原子力災害対策については、同原発の事故の教訓を踏まえて原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会）において、新たに「緊急時防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね30km）」（UPZ）が定められた。
UPZを市域に含む松浦市、平戸市、佐世保市、壱岐市については、原発の稼働による影響を常に念頭に置いた経済活動や行政運営を行わなければならない、その対処のためにも当該交付金の対象にする必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

1 火力発電施設向け交付金の見直しについて

H23から火力は対象外

1-① 電源立地等初期対策交付金相当部分（立地可能性調査～運転開始まで）
○限度額：5千万円/年

1-② 電源立地促進対策交付金相当部分（着工年度から運転開始して5年後までの間）
○限度額：出力100万kwの火力発電所を新設する場合
 $1,000,000 \times 550 \times 4 \times 2 = 44 \text{億円}$
 （出力） （単価（円）） （石炭火力係数） （所在市町村：周辺市町村の総額＝1：1）

1-③ 電力移出県等交付金交付限度額の推移 (単位：千円)

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
876,452	541,067	548,728	647,266	650,729	679,114	583,104	563,260

平成23年度から実施された電力移出県等交付金の算定係数の削減措置

- ① 想定発電火力係数の引き下げ：1.0 → 0.9
- ② 実績発電火力係数の引き下げ：1.5 → 1.0
- ③ 交付単価の引き下げ：28円 → 27円

2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について



【2】この要望にかかる課題・問題点について

1 火力発電施設向け交付金の見直しについて

平成23年度から火力発電施設に対し不利な扱いをされたことで、県及び市町に対する交付金が減額となったため、電源地域の地域振興・産業振興に支障をきたしています。

2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について

玄海原子力発電所から8.3kmしか離れていない松浦市鷹島町をはじめ、原発の本県内周辺地域は、万一の事故に対する準備や、農林水産業や企業立地など産業振興への不利な条件を克服するための対策などが必要になっています。

28 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

有明海の再生、水産資源の回復を図るための支援を行うこと

- (1) 有明海の再生に向け、有明海・八代海等総合調査評価委員会の報告を踏まえ、目標やその実現の時期、具体的対策を示す計画づくりと事業化に向けた体制づくりを行うこと。また、必要な対策や事業を確実に実行していくための財源措置を講じること。
- (2) 有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害に係る具体的支援策を確立させること
- (3) 4県が協調して実施する調査・現地実証事業などに関する財源の大幅な拡大を行うこと。漁業者が成果を実感できる抜本的な漁場環境改善対策を大規模に実施するとともに、効果を持続させるための対策を継続的に実施すること。

【本県の展望（実現の効果）】

- ・有明海は底質の泥化や有機物の堆積等海域環境が悪化し、二枚貝をはじめとする漁業資源の減少が進み、漁家経営は極めて厳しい状況。
- ・このため、県計画の下で「海域環境の保全及び改善」と「水産資源の回復等による漁業の振興」のために実施すべき施策を推進。
- ・さらに、国の研究機関を中心に関係県の水産試験場との連携・共同による有明海の水産業に関する調査研究を実施。
- ・赤潮等による漁業被害者等の具体的支援が確立されることにより、赤潮により大規模な被害を受けた地域の早期再建が図られる。
- ・平成27年度から、有明関係4県が協調した二枚貝類の資源回復に向けた取組を実施しており、本県の漁業者が成果を実感できるような漁業振興策を検討し、事業化に結びつけて行く。
- ・漁場環境改善対策を大規模かつ計画的に実施することにより、有明海全体の環境の改善が図られ、漁業生産が拡大する。

【提案・要望の経緯】

＜有明海等の総合調査について＞

- ・有明海・八代海等総合調査評価委員会報告を踏まえ、関係省庁が連携して、有明海再生に取り組む必要がある。また、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因が考えられるため、それらを十分考慮した総合的な調査・研究を行う必要がある。

＜赤潮対策について＞

- ・平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講じることが義務付けられており、国において具体的な支援策を確立する必要がある。

＜再生への取組について＞

- ・有明海等再生のために行う有明海環境改善のための調査・現地実証試験等の予算増額について地元要望が非常に強い。現在の取組については、一定の効果があるものの、局所的で有明海全体の漁場環境改善が困難。また、成果はあるが効果の持続性に課題がある。これまでの公共事業の考え方ではなく、有明海の漁場環境を改善する特別な事業が必要。

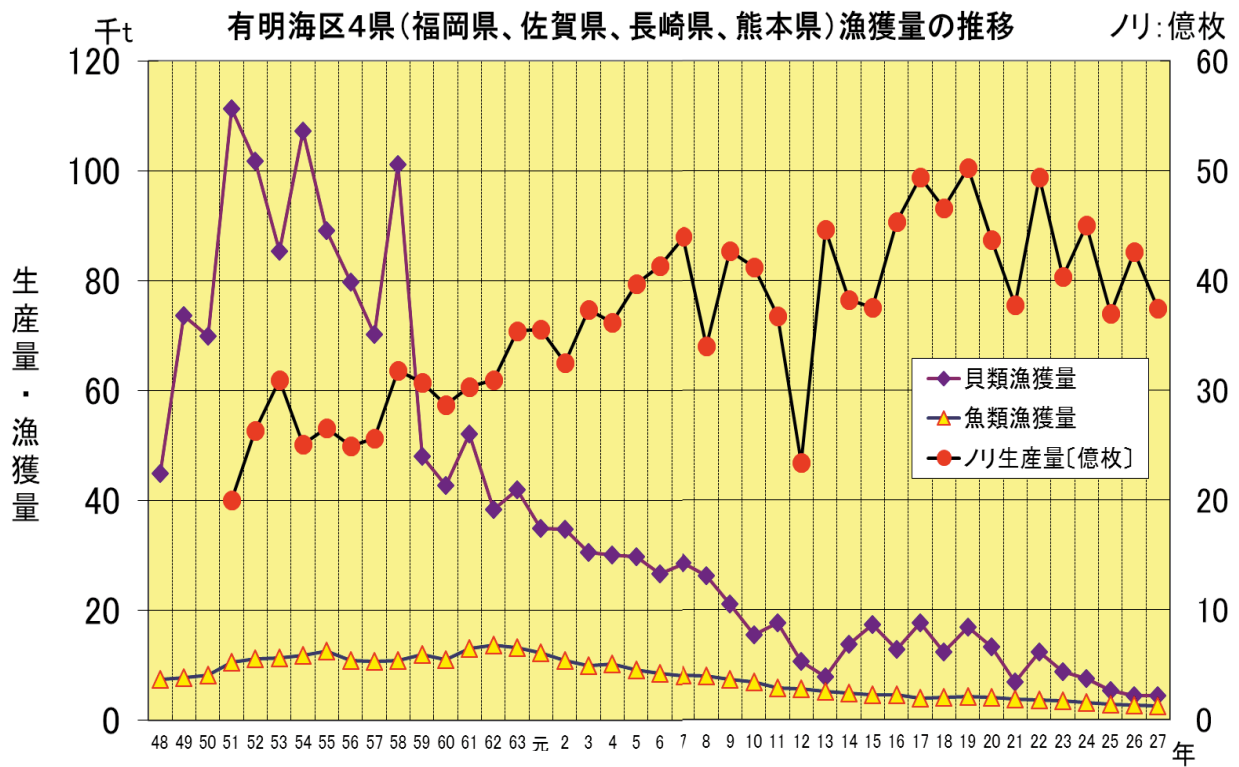
この要望にかかる課題・問題点について

○（国の事業終期）

国の事業終期が平成29年度となっていますが、有明海再生の道筋は未だ明らかではないことから、調査・実証事業の継続と財源の大幅な拡大が必要です。

○（有明海漁場環境改善連絡協議会）

国が設置している「有明海漁場環境改善連絡協議会」の規約が改正され、これまでの取組に加えて、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組が平成27年度から始まっています。関係漁協等の意見も踏まえ、国や他県と協議しながら進めていく必要があります。



出典: 魚類、貝類は農林水産統計年報(暦年)ノリ類は全漁連のり事業推進協議会

29 安全・安心で強靱な県土づくりについて

【国土交通省、農林水産省】

【提案・要望】

大規模・激甚化する風水害・土砂災害・地震災害から県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な県土づくりに必要な予算を確保するとともに施策拡大を図ること

【予算確保】

(防災・安全交付金)

- ・道路災害防除事業、電線共同溝事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業
- ・住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）

(民有林治山事業)

- ・治山事業、地すべり防止事業

【施策拡大】

- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査費の補助率の嵩上げ

【本県の展望（実現の効果）】

防災能力を高めることで、確実な警戒避難などのソフト対策の充実が図られ、県民の生命・財産を守り、安全で安心できる生活環境を確保するとともに自然災害に備えた道路の防災対策や橋梁・岸壁などの耐震化による緊急物資輸送のネットワークが構築できる。

【提案・要望の経緯】

梅雨前線に伴う大雨やゲリラ豪雨、また台風の常襲地帯に位置している本県においては、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害等が生じているとともに、隣県においても大規模な地震が発生しており、防災・減災対策による強靱な県土づくりに向けて着実な推進を図る。

特に、土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域の指定のための調査を平成31年度までに完了させる必要がある。

【1】この要望にかかる背景について

(長崎県の地形)

本県の海岸線延長は約4,200kmと全国第2位となっており、人口の資産のほとんどが海岸近くに集中しているため、高潮被害等を受けやすい状況にあります。

また、土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位と災害の発生しやすい環境にあります。

※1km²あたりの危険箇所数(危険箇所密度)は全国1位



佐藤川 洪水による浸水状況
平成28年7月2日



がけ崩れ被災状況
平成25年7月6日発生
佐世保市鹿子前町 鹿子前地区



島原港 高潮時の浸水状況
平成24年9月 台風16号



国道251号 土砂災害状況
平成27年6月

【2】この要望にかかる課題・問題点について

(防災安全交付金)

全体的に要望額よりも下回る内示となっています。

特に河川改修事業は約50%の内示率と低い状況です。道路災害防除事業については、道路防災事業計画に基づく執行が厳しい状況です。また、土砂災害警戒区域の指定を行うための基礎調査費については、県負担率が2/3と負担が大きいため、補助率の嵩上げが必要です。

(民有林治山事業)

近年多発する局地的集中豪雨に対する復旧および予防対策の予算確保が必要です。特に農山漁村地域整備交付金の内地枠は要望の約50%の内示率と低い状況です。

30 インフラ老朽化対策について

【国土交通省】

【提案・要望】

維持管理計画に基づき、トータルコストの縮減・平準化を図り、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるために必要な予算を確保するとともに施策拡大（適用拡大）を図ること

【予算確保】（防災・安全交付金）

- ・道路災害防除事業、橋梁補修事業、舗装補修事業
- ・港湾改修事業
- ・海岸事業
- ・砂防、地すべり、急傾斜緊急改築事業
- ・公営住宅ストック総合改善事業
- ・公園施設長寿命化対策支援事業

【施策拡大（適用拡大）】

- ・橋梁、トンネル、港湾・海岸保全施設等の点検における経費の県負担分の起債対象化
- ・港湾施設の補修事業における浚渫事業の県負担分の起債対象化
- ・河川における老朽化護岸改築事業、補修事業の交付金化
- ・砂防、地すべりの緊急改築事業における事業採択基準の緩和
- ・舗装補修事業における「表層に係る補修」の交付金化
- ・海岸長寿命化計画策定に係る交付対象期間の延長

【本県の展望（実現の効果）】

本県では平成27年度に「長崎県公共施設等総合管理基本方針」を策定しており、インフラにおいてもこれに基づきライフサイクルコストの縮減等の戦略的な維持管理を実施しており、必要な予算の確保が行われることにより、計画的な事業実施が可能となる。

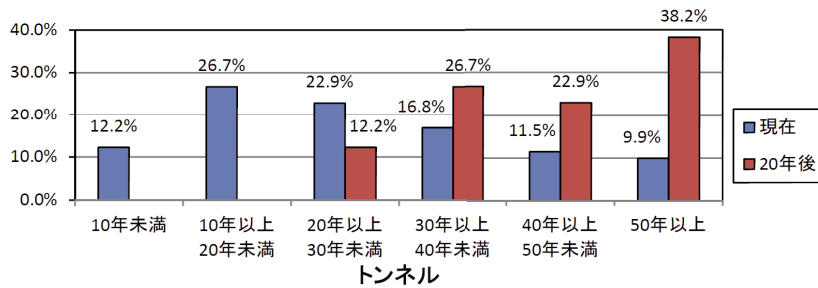
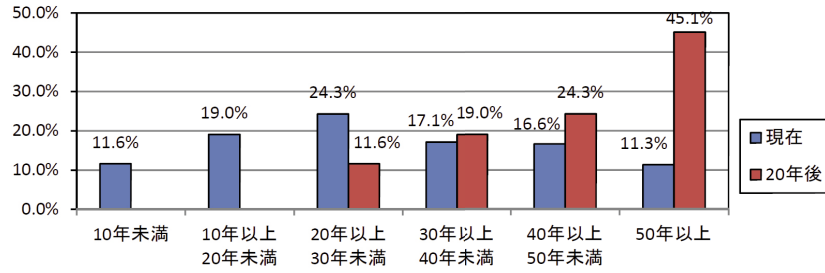
【提案・要望の経緯】

社会資本ストックの老朽化が進む中、計画的で適切な維持管理や更新によってトータルコストの縮減・平準化を図り、インフラを安全により長く利用できるようにすることが必要である。

【1】この要望にかかる背景について

高度経済成長期以降、インフラ施設への行政需要が増大し、集中的に整備が進められました。これにより、橋長15メートル以上の橋りょう（県道路管理者分）では、架設後50年が経過しているものは、現在84橋（12%）ですが、20年後には334橋（45%）となり、トンネルにおいても建設後50年経過しているものは現在13本（10%）から、20年後には50本（38%）と急速に老朽化が進行します。また、橋りょう、トンネル以外の施設も同様に老朽化が進行しています。

○橋りょう、トンネルに関する「現在」と「20年後」の建設経過年の比較



【2】この要望にかかる課題・問題点について

今後、老朽化するインフラ施設の維持補修や更新費用の増大が予想されることから、コストの縮減・平準化を図るための維持管理計画に基づいた整備が必要です。

現在、海岸長寿命化計画の策定作業を進めていますが、本県の海岸線延長は約4,200kmと全国第2位と長く、交付対象期限となっている平成30年度末までの作業完了が厳しい状況であり、交付対象期間の延長が必要です。

【部門別の補修事業等】

部門	事業採択基準	財源				③市町費	要望内容
		①国費	②県費	④起債	⑤一財		
道路点検		65%	35%	0%	35%	0%	県負担分を起債対象
港湾点検		40～65%	45～50%	0%	45～50%	0%	県負担分を起債対象
海岸点検		50～55%	40～60%	0%	40～60%	0%	県負担分を起債対象
港湾		1/3～45%	41～50%	0%	41～50%	14～17%	浚渫事業の県負担分を起債対象化
河川		補助事業なし					交付金の適用拡大
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和
舗装補修		表層に係る補修は交付金対象外					交付金の適用拡大

31 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

- (1) 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドーム崩壊に対するハード・ソフトの「防災・減災」対策を図ること
- (2) 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること

【本県の展望（実現の効果）】

住宅地に近接する溶岩ドームが不安定なまま存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されている中、刻々と変化する火山活動等を今後も引き続き、九州大学地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携により監視・観測・研究体制を強化し、災害時には、高度な知見・技術力、即応力を有する事務所による対応を島原半島3市民は強く望んでおり、その結果、地域の安全度向上により、人口の増加や農作物の生産高増が見込める。

また、九州大学地震火山観測研究センターは、地質学、火山学等の中核研究機関としての指導、助言などにおいても重要な役割を担っており、平成21年8月、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展に必要な不可欠な機関であり、「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域経済の活性化に大いに貢献することができる。

【提案・要望の経緯】

＜雲仙復興事務所について＞

平成5年の直轄化以来、火山砂防事業の進捗を要望してきた結果、概ね9割が完成し、土石流に対する安全性は格段に向上しているものの、山頂には今なお約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在し、地震等により大規模な災害が発生するおそれがあるため、有識者より①今後も溶岩ドームの挙動について、継続的な調査・観測が必要であること、②発生する可能性が高い災害に対して事前にハード対策を行うべきこと、③関係機関が連携して雲仙・普賢岳の減災対策に取り組むべきであることが示されている。さらに、島原半島地域には、数多くの断層が横断していることから、住民は土砂災害に対する不安を抱いている。

＜九州大学地震火山観測研究センターについて＞

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われており、特に平成2年からの雲仙・普賢岳の噴火活動では、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしたが、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところであり、御嶽山の噴火からも今後の体制強化は肝要である。

不安定な溶岩ドームが、地震等により崩壊の危険性が指摘されている中、刻一刻と変化する火山活動等を、両者連携により監視・観測・研究していく体制が必要不可欠であるので、一層の充実強化を望む。

【1】この要望にかかる背景について

(溶岩ドームや火山の調査・観測)

山頂には1億^m3の不安定な溶岩ドームが存在し、内部構造については不明な部分が多く、地震や火山噴火による大災害が予想されているため、今後とも国の知見と技術力による監視・観測体制および避難体制の計画立案には両者連携が必要であります。

(今なお発生する土石流)

山腹には1億7千万^m3火山堆積物が存在し、土石流が今なお発生しており (H27 2回 H28 1回)、必要に応じ無人化施工により除石を行うなどの技術力や即応力が不可欠です。

(半島3市の強い期待感)

両者の存在に強い安心感と期待感を抱いている反面、直轄事務所の縮小、行革等による火山観測体制の統廃合等へ強い危機感があります。さらに、平成28年4月の熊本地震により溶岩ドーム崩落の危険性に対する不安が増してきています。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

○平成27年7月に活動火山対策特別措置法の一部が改正され、雲仙岳の警戒避難体制の整備や活動火山対策の強化を図るため、国による対応への期待感・重要度がさらに増しています。

32 離島の学校教育の充実について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望】

離島における教育水準の維持向上を図り、本土部の学校との教育格差を生じさせないため、小・中学校では離島の学校に対する教職員加配制度を創設すること、小規模化が進む高等学校では公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の見直しを行い、恒常的な教員数の確保を図ること

また、離島の高校への留学について、生徒の受入れ環境の整備や保護者の負担軽減などの支援をすること

【本県の展望（実現の効果）】

小・中学校では、離島の学校を支援する加配制度の創設により、複式学級の改善・解消、免許外教科担任の解消、養護教諭・事務職員未配置の改善・解消が図られ、離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるようになる。高等学校では、進路希望や学力差に応じた授業編成ができるとともに、理科等において専門的な科目の指導が行き届くようになる。

島民に不可欠な基礎的環境である学校教育の充実は、離島への定住を促進し、活性化を図る離島振興に大いに貢献することができる。

また、本県で実施している「高校生の離島留学制度」は、しまの豊かな自然や文化の中で学習の場を提供することを目的として、県内外から生徒を受け入れており、生徒の生活面での支援や施設を整えることは、生徒数の増加につながり、地域活力の向上や地域振興にもつながる。

【提案・要望の経緯】

＜離島地区における教員数の確保＞

多くの離島を有する本県では、離島の急激な人口の減少に伴い、児童生徒数も減少し、離島の学校の小規模化が進んでいる。

離島の小・中学校の小規模校の多くが、複式学級や中学校の免許外教科担任の発生、養護教諭・学校事務職員の未配置といった状況を抱えており、免許を有する教諭から専門的な教育が受けられない、健康管理や緊急医療対応等において課題がある、教頭や他の教員が事務を担当するため児童生徒と関わる時間を奪うことになるなどの教育課題が生じている。高等学校では、学習指導要領に規定された必修10教科の教員の配置はもちろんのこと、他校との兼務発令により専門科目の教員を補うことは地理的に厳しい状況にある。

これらの課題へ対応するため、非常勤講師の配置を行っているが、離島の学校においては人材確保が困難であることから十分に配置できない状況である。

離島の学校の児童生徒も本土の学校と同様の教育を受けることができるよう、小・中学校では本土部との教育格差を改善・解消するための離島の学校を支援する加配制度の創設が、高等学校では公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の見直しによる定数の改善が急務となっている。

＜離島留学制度への支援＞

「高校生の離島留学制度」については、積極的な目的意識を持つ生徒を受け入れ、特色ある学習の場を提供するため、平成15年度から対馬高等学校、壱岐高等学校、五島高等学校の3校で実施しており、平成30年度からさらに2校を加え、5校に拡充する予定である。当該制度をさらに充実させ、留學生の帰省費及び下宿費に対する支援や寄宿舎の施設整備に対する支援が不可欠である。

【1】この要望にかかる背景について

○複式学級を有する小学校は、本土部が約15%、離島部が約58%に上ります。また、免許外教科担任が発生した中学校は、本土部が約23%、離島部が約67%と、いずれも離島部の学校が著しく高い状況にあります。養護教諭未配置校10校のうち離島部が3校にのぼり、学校事務職員未配置校10校のうち、離島部は6校にのぼります。

○本県の高等学校は、離島地区の学校数が全体の約4分の1を占めており、その半数以上が6学級（1学年2学級）以下の小規模校です。特に、3学級（1学年1学級）の学校は4校ありますが、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律では、教員の配置数は8人となっています。しかしながら、小規模校の教育を充実させるためには、特に数学・英語については学級を複数に分けた講座の設置やティーム・ティーチング等により生徒の進路希望や学力差に応じた指導が必要であり、専門の教員の複数配置が不可欠であります。その一方で、複教科目の履修が必須である地理歴史科、公民科や理科については専門科目の教員の配置が求められておりますが、地理歴史科、公民科の教員の配置が1人の学校が4校、理科の教員の配置が1人の学校が3校存在しています。

○平成15年度から離島留学制度を実施しており、これまで県内から542名、県外から111名、計653名が入学しています。

○複式学級の状況【平成28年度】(単位:校)

小学校	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	46	38
学校数	80	257
複式学級を有する学校の割合	57.5%	14.8%

中学校	離島の学校	本土の学校
複式学級を有する学校数	5	5
学校数	43	128
複式学級を有する学校の割合	11.6%	3.9%

○免許外教科担任発生の状況【平成28年度】(単位:校)

中学校	離島の学校	本土の学校
免許外教科が発生している学校	29	30
学校数	43	128
免許外教科が発生している学校の割合	67.4%	23.4%

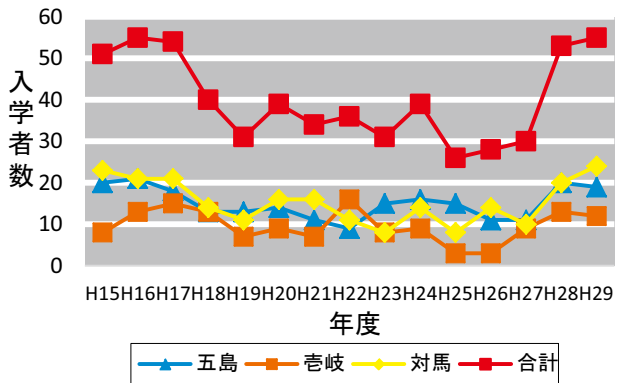
○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（第9条第2項による）
（全日制の課程に係る生徒の収容定員／除すべき数）

生徒数(人)	~40	~80	~120	~160	~200	~240
教諭等数(人)	5	8	8	10	13	15

○本県離島地区高等学校の学校規模（平成29年度）

収容定員	~120人	~240人	~360人	~480人	~600人
学級数	~3	~6	~9	~12	~15
学校数	4校	4校	1校	1校	3校
	離島地区13校／県立高校56校				

○離島留学生の推移



【2】この要望にかかる課題・問題点について

○今後、離島の児童生徒数がますます減少すると、離島と本土の教育格差が広がっていく可能性があります。離島の学校の児童生徒が本土の学校と同様の教育が受けられなくなります。

○急激な人口減少により地方の活力低下が課題となっている離島地区においては、県立高等学校の重要性は高く、交流人口の拡大や地域振興に貢献する離島留学制度の充実は今後も必要です。

○児童生徒数の減少（市町立小・中学校）

	(単位:人)	
	離島の学校	本土の学校
平成23年度	11,037	107,266
平成28年度	9,248	97,106
減少数	△ 1,789	△ 10,160
(減少率)	(△ 16.2%)	(△ 9.5%)

○教員数の減少（市町立小・中学校）

	(単位:人)	
	離島の学校	本土の学校
平成23年度	1,447	7,469
平成28年度	1,343	7,169
減少数	△ 104	△ 300
(減少率)	(△ 7.2%)	(△ 4.0%)

33 鷹島海底遺跡の保存と活用について

【文部科学省】

【提案・要望】

水中考古学の専門研究機関を長崎県松浦市鷹島に設置し、水中遺跡の調査研究及び保存管理等についても、国策として取り組むこと

【本県の展望（実現の効果）】

水中考古学の専門研究機関が松浦市鷹島に設置されることにより、鷹島における「元寇」の史実を国内外に広く周知し、日本各地に残る水中文化遺産の保護・活用を図ることが可能となる。

また、水中文化遺産の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示することが可能となり、東アジア地域をはじめとする諸外国との文化交流の促進につながる。

さらには、「長崎県」、「松浦市」、「鷹島」などの知名度が上がることにより、研究者のみならず、一般観光客の増加も見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化にもつながる。

【提案・要望の経緯】

平成24年3月に海底遺跡としては国内で初めて鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定され、水中遺跡の保存の重要性が国内外に向けて発信されるようになった。しかし、現在、国内には海底遺跡など水中考古学を研究する公的な機関がなく、研究が遅れている状況である。

海底遺跡の調査や遺物の引揚げ、保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的に難しく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県市のレベルで対応することは難しい。

海洋国日本として、水中考古学の研究は重要なものであり、財政支援、研究者等の人材育成などについて、国策として取り組んでいただきたいと考えている。

長崎県松浦市鷹島は、貴重な遺物が存在する海底遺跡を有しており、水中考古学研究の拠点として最適な場所である。

【1】この要望にかかる背景について

（これまでの鷹島海底遺跡の調査）

長崎県松浦市の鷹島海底遺跡では、昭和55年から30年以上にわたり調査が行われ、これまでに、元寇に関わる多くの遺物が出土しています。

平成23年10月には、琉球大学の発掘調査により、元寇船の構造がわかる遺物（竜骨（キール））が初めて発見されました。竜骨（キール）は約13mで、船底は二重になっており、竜骨とともに船の外板が発見されています。船体の上には磚や陶磁器などが散見され、船の時期を決定する好資料となっています。平成26～27年の調査では、2隻目の沈没船（2号沈没船）も確認されています。

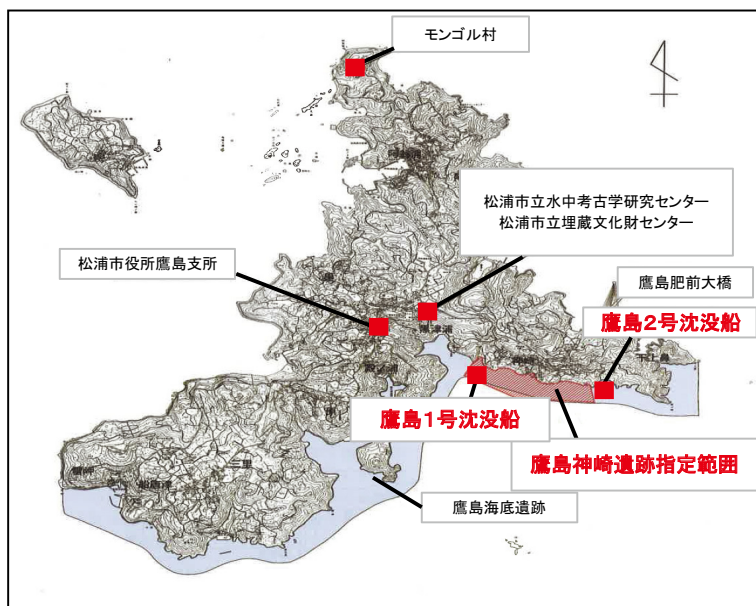
平成25～27年に実施した県の調査では、国史跡外でも元寇船に関連する遺物の分布が確認され、今後、国史跡の指定範囲がさらに広がる可能性が期待されます。

松浦市は、平成29年4月に市立水中考古学研究センターを設置し、水中遺跡の価値を広く伝えていくための普及啓発の取組を進めており、県においても遺跡解明のための音波探査の調査成果や東アジアを中心とした諸外国の研究成果を市に提供し支援を行っています。

（水中遺跡に関する国の対応）

国は、平成25年3月に学識者による「水中遺跡調査検討委員会」を設置し、鷹島神崎遺跡及び周辺地域をモデルとして、水中遺跡の把握、調査、保存方法の検討と検証を行うとともに、法制度、諸外国の実例なども踏まえ、国内の水中遺跡の保護や活用に係る国としての方針を作成するための調査研究事業に取り組んでおり、平成29年度に報告書を作成する予定です。

なお、平成27年5月22日に閣議決定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においては、「水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究」が重点戦略に位置づけられています。



鷹島海底遺跡範囲



海底での調査風景



2号沈没船出土状

【2】この要望にかかる課題・問題点について

（元寇船の引揚げについて）

船の引揚げについては、水深が深いため、作業の効率性が極端に悪く、かつ、損壊しないような引揚げを行うためには、相当な潜水技術、時間及び膨大な経費が必要です。地元市が補助事業者として実施する場合、現行の国の50%補助金程度では、技術的、経費的な負担に耐えられません。

（保存処理等について）

船体を引揚げた場合は、早急に脱塩とそれに続く保存処理が必要ですが、既存の保存処理施設では長さが足りず処理できないため、新たな特注施設の設置が必要です。

船材の脱塩、保存処理には少なくとも10年を越す時間が必要ですが、その間の保存技術・経費等、膨大な負担となり、県・市レベルでの実施は困難です。

保存処理の終了後、船体の復元作業が必要ですが、船体の専門家が県・市におらず、復元にも相当の時間を要します。

日本初となる復元後の船体の適切な展示公開のために、新たに施設を建設する必要がありますが、負担が大きく、地元県・市では困難です。

34 原子力災害対策について

【内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、原子力規制委員会】

【提案・要望】

原子力発電施設及び原子力艦の災害対策のため、国が責任を持って取り組むとともに、地方自治体へ支援を行うこと

1 原子力発電施設の災害対策

- (1) 原子力発電所の安全対策の充実を図ること
- (2) 陸路避難のための避難道路の整備、海路避難における住民避難のための岸壁等施設整備に対する支援を行うこと
- (3) 原子力災害対策事業費補助金の継続を行うこと
- (4) 原子力発電所の再稼働における手続きを明確にすること
- (5) 農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

2 原子力艦の災害対策

- (1) 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること
- (2) 西海市にモニタリングポストを設置すること

【本県の展望（実現の効果）】

玄海原子力発電所からUPZ（原発から30km）圏内に佐世保市、平戸市、松浦市、壱岐市が入ることから、原子力災害対策指針を踏まえた防災対策を講ずることにより、県民の安全が確保される。

また、佐世保市は原子力艦の寄港地であり、事故の発生に備えた防災対策に取り組むことにより県民の安全が確保される。



【提案・要望の経緯】

<地域住民の意見等を反映した安全対策及び避難対策の充実>

本県の関係4市において住民説明会を開催したところ、地域住民の方々からは、原子力発電所の安全性に対する不安、避難計画が十分ではないなど様々な意見・質問が出されたところである。これら地域住民の声に応えるため、国の積極的な支援が必要となる。

<放射線防護施設整備への支援>

UPZ圏内には離島が多く、時化の際には即時避難が困難となる。このため、一定期間、屋内退避ができるよう特定施設に放射線防護を付加する事業を実施しているが、未整備の島があること等から、引き続き事業継続していただき、国の交付金を活用して整備を進めていきたい。

<米軍参加による訓練の必要性>

原子力艦の対策については、原子力艦を所有する米軍は防災訓練に参加しておらず、訓練を実効性あるものとするため、米軍の訓練参加を要望する。

【1】この要望にかかる背景について

(モニタリングポストの新設)

原子力艦の寄港にあたって放射線量を計測するため、佐世保市内にモニタリングポストを7箇所設置していますが、緊急時に素早く対応することができる佐世保港の入口側にはモニタリングポストが設置されていません。このため、西海市寄船地区及び横瀬地区にモニタリングポストの設置が必要です。

(規制緩和等の働きかけ強化)

日本からの海外への水産物輸出は、福島第一原子力事故に関連し、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付が求められています。長崎魚市(株)からの鮮魚輸出について、県・長崎魚市では毎回の放射能検査や証明書の発行手続きなどの負担が生じております。



【2】この要望にかかる課題・問題点について

(国の積極的な支援の必要性)

原子力発電所の安全確保のため、最新の科学的知見に基づく規制基準の見直しを行うとともに、避難計画の充実のため、陸路避難のための道路整備、海路避難における船舶の確保及び岸壁等施設整備、スクリーニング場所の確保、放射線防護施設への支援、避難困難者の避難手段の確保、避難先での生活環境確保等の課題があります。

原子力発電所の再稼働にあたり、同意を求める自治体の範囲、同意手続き等について規定がないことから明確にされるべきであり、常日頃から地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、積極的な情報開示が不可欠であります。